

ローマ教会の富

四世紀から六世紀に至る財産形成とその規模

田畑賀世子

初めに

キリスト教における教会の意味するものは、その語源であるἐκκλησία(集会)からも明らかであるように、何よりキリスト教を奉じる人々の集まりである。当初この集団は、集会の場としては個人宅を用い、指導者(やがて聖職者となって行く人々)たちが「団体corpus」としてのキリスト教徒集団から定期的に一定の収入を得ることもなかったと考えられる。彼らには別の収入の道があったり、富裕な信徒の援助、一般信徒からの自主的献金に頼ったりして生活していた⁽¹⁾。しかし、時代が進むにつれ、祈りの場は固定して、建築物、場としての教会が成立し、高位聖職は専門化する。また、慈善活動は拡大し、そのための建物やスタッフを恒常的に維持することが望まれるようになった。このため、キリスト教の教え自体は金銭に対する無執着を説きながらも、教会は安定した財政基盤を必要とするようになり、獲得、蓄積された財産は「貧者の富」であるという名目で許容されるようになった。

ヨーロッパにおけるキリスト教の浸透と教会の発展を考える時、教会の経済的側面を巡る議論は避けて通ることができない。教会が聖職者を組織し、世俗の人々に影響力を行使し、自らの意思で布教、建築、外交をおこなうには、独自の財政基盤が必要だからであり、教会の権力はその財力と緊密に結びついてきたからである。

本稿で取り上げるローマ教会の財産は、ローマ教皇国成立の起源とも関連しているため特に重要であり、長い間研究者の関心を引きつけてきた。初期のアプローチでは、特にグレゴリウス・マグヌスの著作をもとに、六世紀終わり以降のローマ教会がどこに土地を持っていたか、そして、どのように所有地の運営を行ったのかが専ら議論されていた⁽²⁾。六十年代に、古代末期における教会

の財力規模や、その蓄積の過程、また、管理・運営に関する体系的な記述を行ったA・H・M・ジョーンズの論文が現れ、新たな視野が開かれた⁽³⁾。そして七十年代以降、シャルル・ピエトリは、ジョーンズが扱ったのと同様同じ時間的枠組みで、ローマ教会の富に焦点を当てた一連の研究を発表した⁽⁴⁾。この時代におけるローマ教会の財産については、検討されることが稀であり、ピエトリの研究は画期的なものであった。

本稿では、こうした先行研究をふまえ、関係史料の検討を通じて、六世紀までにローマ教会がもつに至った経済力を検証し、また、教会財産がもたらした様々な成果と問題に光を当てたい。初期ビザンツ世界における教会財産に関しては、既に本邦でも大月康弘氏の優れた論文があるが、氏の関心の中心は帝国東方と、教会が帝国のシステムの中に組み入れられて行くビザンツ帝国特有の発展にある⁽⁵⁾。対して本稿は、やがては東ローマ(=ビザンツ)帝国の支配から離れてゆくこととなるローマ教会を対象とする。

教会財産の内訳

教会財産は当然さまざまな形態をとりうる。したがって、最初にそれが何を指すのかを明らかにし、本論で扱うことのできる範囲を示すことが必要であろう。非物質的なものも知的財産や精神的財産と定義しうるが、ここで扱うのは専ら、物質的な財産である。たとえば、不動産としての教会建築や装飾がそうであるし、儀式に必要な貴金属の聖具、農地もあれば、パン屋、浴場、借家、さらには信徒から寄進された現金や宝飾品などもあてはまる。この中には、財力となりうる富とそうでない富がある。財力となりえない富とは、不動産としての教会や聖具など、原則として交換可能性のない財産のことである。他方、財力となる富とは、収益(reditus)を生み出す農地や、その他の収益不動産(貸家・店など)、または寄進(oblatio)の中でも現金・貴金属や、換金性のある農作物のことである⁽⁶⁾。その区別は必ずしも絶対的なものではないが、本稿では財力となりうる富の方を扱う⁽⁷⁾。ただし、寄進物に関しては、かなりの額に登った可能性はあるものの、数量化はほとんど不可能であるため、収益不動産に焦点を当てざるを得ない。

なお、教会が税のように決まった額を定期的に徴収するようになる例は、ガリアでは六世紀から知られているものの、同時代のイタリアでは行なわれてい

ない⁽⁸⁾。中世盛期に行われるような聖職者課税や聖職売買制度も、この論文で扱う時代には行なわれていない。このため、教会に安定した収入をもたらしたのには不動産の所有だけであった。

四世紀から五世紀初頭

この章では、ローマ教会が初めて大きな富を手にしたコンスタンティヌスの時代から、比較的権力基盤の安定した最後の西方皇帝ヴァレンティニアヌス三世の時代まで扱うが、その前にまず、三世紀までの状況に関しても数行を費やしておきたい。

313年以前、すなわち公認以前の教会でも、少なくとも墓地や集会の場はもっていた。祈り・集会の場としての教会不動産は我々の考察の直接的対象ではないといえ、不動産の所有という意味では同列なのだが、法的にどのような所有・占有形態だったのかは明らかではない。ただ、教会による所有もしくは占有は実際に行われており、ローマでも、篡奪皇帝マクセンティウスが教会に不動産を「返還」していることから、迫害以前に教会が土地を所有していたことがわかる⁽⁹⁾。三世紀の段階でローマ教会は既に司教以下、46人の司祭、7人の助祭、7人の副助祭、42人の侍祭、52人の払魔師、読師、門番を擁し、1,500人以上の寡婦と貧者を養っていたというのだから、財力もかなりのものだったに違いない⁽¹⁰⁾。ただ、当時から大きな農耕地を所有していた形跡はなく、収入の大部分は寄進に頼っていたと考えられている。

大きな転機をもたらしたのはコンスタンティヌス大帝である。彼は単にキリスト教を公認しただけではなく、教会への没収地返還を継続する共に⁽¹¹⁾、ローマ教会には莫大な財産を寄贈して、首都の教会にふさわしいものとした。この、コンスタンティヌスの寄進に関する最重要史料は『教皇の書 (Liber pontificalis)』に記された寄贈財産目録である⁽¹²⁾。ただ、この史料の信憑性に関して問題があり、検討を要する⁽¹³⁾。『教皇の書』のうち、一から三世紀のローマ司教たちの伝記は、少なからぬ部分が不確実な伝承と虚構からなっており、四世紀から五世紀の大部分に関してもしばしば正確さを欠いている。しかし、この史料が編纂された六世紀の前半以降に関しては比較的短いインターバルで書き続けられているので、史料価値が増す⁽¹⁴⁾。この書を編纂したのが誰であるかは分かっていないが、際立った教養のない、事務方の下位聖職者という像

が研究者によって提示されている⁽¹⁵⁾。

この複雑なテキストを校訂し、詳細な解説と註を記したデュシェーヌ師は、寄贈財産目録の大部分に関しては真性の文書に基づいていることを明らかにした。このテキストを英訳したデイヴィスもこれを支持する。コンスタンティヌスの長大な寄進物リストは一見すると疑念を呼び起こすが、一連の寄進がコンスタンティヌスだけではなく、その息子たちの時代に渡っておこなわれたものであると考えれば、彼の寄進を突出したものであると考える必要はなくなる。宮内長官(*praepositus sacri cubiculi*)という、コンスタンティウス二世時代に創始された官職に就いた人物が、コンスタンティヌス時代に寄進を行ったことになっているのも、偽造の証拠ではなく、二人の皇帝による寄進が混同されたことによるのだろう。当時は使われていなかったトレミッシスという通貨単位が現れるのは、後の時代の編纂者が自分の時代の単位に換算してしまったか、後の時代の収益額を参照していたと考えれば説明がつく。東方の寄進地の名称が後の時代の偽作者にはなし得ないほど正確であることは、編纂者が寄進当時の文書か、その写しを見ていた可能性を高める。疑わしい項目もいくつかはあるが、それらのみが後の時代の挿入と見るべきで、これを根拠に全体の信憑性を疑う必要はないのである⁽¹⁶⁾。

ピエトリはこの『教皇の書』に記されたコンスタンティヌス帝とその家族による寄進の記録を分析し、いくつかの注目すべき結論を導いた。それは、四世紀前半には、ローマ教会の財産の主要な部分はコンスタンティヌスとその家族からの寄進からなっていたこと⁽¹⁷⁾、しかし、その土地財産からあがる年収、26,370 ソリドゥスを、四世紀末から五世紀初め頃の富裕な元老院議員が挙げている現金収入 40 ケンテナリウム (= 288,000 ソリドゥス) それより劣るクラスの議員の収入、10~15 ケンテナリウム (= 72,000~108,000 ソリドゥス) と比べると、かなり小さいということである⁽¹⁸⁾。

ただ、『教皇の書』に記録された寄進不動産の収益がローマ教会の収入ほぼ全部とするピエトリの見解は受け入れ難く、実際には、ここに記録されていないものも多くあっただろう⁽¹⁹⁾。しかし、ここに記載されているのは、ローマ教会全体の土地財産 *patrimonia* ではなく、ローマ市内のそれぞれの教会に属するものだというデュシェーヌの説にもうなずけない⁽²⁰⁾。その説の証拠として挙がっているグレゴリウス一世の書簡(*Reg. XIV. 14*)の内容は、ローマ教会のアッ

ピア道財産管理人にアクアエ・サルウィアエにある土地などを教皇の帳簿から消して、聖パウルス教会（現サン・パオロ・フオリ・レ・ムーラ教会）に移転するというものであるが、これだけでは、市内教会が独立した財政を持っていたと論じるには不十分である。グレゴリウスがおこなったのは、パウルス教会の聖職者が司教からの支払いがまだであると口実をつくって灯明を怠っていたので、特に灯明用として土地の一部を、パウルス教会の聖職者に直接管理させるという例外的措置であり、これは逆に、市内の教会は日常的な典礼の費用すら司教の金庫から受け取っていたことを意味する。しかもこれは、アッピア道というローマからほど遠くない場所だからできたことで、各地に分散する土地は、現実的に考えて、司教が一括管理するよりほかになかったのではないか⁽²¹⁾。

ローマ市内と郊外のそれぞれのバシリカに対する寄進は原則として司教が一括して管理し、したがって、『教皇の書』に記録された寄進地も *patrimonia* を形成していたと考えられる。ただ、ここに記録されているのが全てであると考える理由もなく、我々は、これを一つの目安として捉えるに留めねばならない。

コンスタンティヌスがとったもう一つ重要な政策として、教会に対する遺産相続能力付与がある⁽²²⁾。後の時代に、教会への遺産贈与が一般的になることを考えると、この決定は非常に重要なものであるが、一体いつから、どれほどの規模で教会への遺産贈与が行われるようになったのかは不明であり（地域差も大きかったに違いない）、この立法のみを根拠に、教会財産が突如増大したと論じるべきではないだろう⁽²³⁾。

『教皇の書』を見る限り、ウァレンティニアヌス朝、テオドシウス朝の皇帝たちは、コンスタンティヌス朝の皇帝たちほどには、ローマ教会に対する寄進をおこなっていない⁽²⁴⁾。にもかかわらず、ダマスス時代のローマ教会は極めて豊かであったことが知られている。四世紀の終わり頃にローマで記述を行なったと考えられる異教徒の歴史家アンミアヌス・マルケッリヌスは、百人以上の死者を出した、ダマススとウルシヌスの司教位を巡る争いを記述した後で、こう感想を述べている。

「都市的なものを見せびらかしを考慮すれば、このものを望む者たちが、求めるものを獲得するため、全力で戦わなければならないことを私は否定しない。なぜなら、これを手に入れた者たちは、貴婦人たちの寄進物

(oblaciones)によって金持ちになり、乗り物に乗って進み、丹念に着飾り、彼らの宴席は王たちの食卓をも凌ぐほどの豪華な宴会の用意をするほどに、安泰になるからである」⁽²⁵⁾。

さらに、ダマススを告発する文書は、「貴婦人たちはダマススを非常に愛していたので、彼は貴婦人たちの『耳掻き男auriscalpius』と呼ばれた」と述べている⁽²⁶⁾。このあだ名は、ダマススが貴婦人たちの耳(aures)に心地よいことを言うという意味と同時に、貴婦人たちから金(aurum)をかき集めるという意味があるものとみられる⁽²⁷⁾。これは、彼が金もしくは換金性の高い資産(装身具・宝石など)を豊富に集めていたことを示唆しており、ローマ司教が貴婦人からの寄進物によって裕福な暮らしをしていたのだとするアンミアヌスの証言と一致する⁽²⁸⁾。ダマスス時代の富は、土地寄進よりも、流動性の高い資産の寄進物によって特徴づけられるようである。ただ、これらの証言は、ローマ教会の富と、市内に住む他の富裕な個人の富との比較を許す性質のものではない。

五世紀中盤から六世紀初頭

皇帝からの寄進がなくなった四世紀の末以降、ローマ教会は貴族からの寄付、土地から上がる収入や、聖職者からの寄進で富を増したのではないかとピエトリは推測している⁽²⁹⁾。皇帝からの寄進がなくなる、というのは『教皇の書』から見る限りにおいてであるが、皇帝権力の弱体化が顕著であった五世紀の西方では、皇帝が教会に多くの寄進物をもたらしたとは実際考えにくい。ピエトリ自身が指摘するように、貴族からの寄進は皇帝の寄進に及ぶ規模ではなかったろうし、聖職者による土地の寄進もあまり知られていない⁽³⁰⁾。ピエトリの試算によれば、四世紀の終わり、もしくは五世紀の前半でも、ローマ教会の土地収入は10,000から15,000ソリドゥス増加した程度であり、やっと大土地所有者一人の富に匹敵する程度になったに過ぎない⁽³¹⁾。デュシェーヌは、シストゥス三世以降、土地寄進に関する記録が貧弱になるのは、『教皇の書』の筆者が使っていた文書が完全なものでなかったか、作者が書くのを怠ったからであるとし、実際に土地の寄進が減ったかどうかは判断していない⁽³²⁾。私自身は、ピエトリの提示する数字が数量的に正確だとは思わないが、増加割合の傾向を示すものとしては有用であると考え。

他方で、『教皇の書』は、失われた土地に関してはほとんど何も記していないことも勘案しなければならない⁽³³⁾。教会に寄贈されていた土地でも、遠方のもは収益が届けられなくなったり、不法に占拠されたりした⁽³⁴⁾。寄進は増えたかも知れないが、失われたものが多くあったこともまた確実である。

五世紀後半については史料が乏しい。『教皇の書』は、教皇たちが、略奪された聖具の代わりに寄贈したことを記録しているが、ピエトリは、五十年かかってもコンスタンティヌスが寄進した金の十分の一にしか達しないことに着目している⁽³⁵⁾。当時、ローマ教会の所有地が増加していたのか、そうだとすれば、どれくらい増えていたのか、誰が寄進していたのかといった点については十分な史料がない。教会自体による土地の購入は可能であり、行われていたものと推測されるが、具体的な例は知られていない⁽³⁶⁾。元老院貴族が五世紀以降、教会に土地を寄進する習慣を確立したという仮説を立てることも可能であろう。ローマ教会が多くの土地を持っていたことで知られる南イタリアやシチリアは元老院貴族の所有地が多い地域である⁽³⁷⁾。ただ、残念なことに、『教皇の書』は元老院貴族からの土地寄進についてほとんど記録していない。他方、テオデリックが王位に就くまでのイタリアは混乱状態にあったので⁽³⁸⁾、生産性が下がったり、管理が行き届かなくなって不法占拠されたりする例もあったに違いない。

ただし、ローマ教会の富裕化は相対的にも考えなければならない。五世紀半ばから六世紀のイタリア全体の富は、四世紀と比べても減少していたことが推測される。一つには、相次ぐ戦乱、政情不安によるイタリア自体の荒廃がある。他方で、ローマに住む元老院貴族が帝国の各地に土地を所有して、その富がローマに流れ込んでくるという仕組みが、五世紀にガリア、ヒスパニア、アフリカを失ったことにより、機能しなくなっていったことがある。元老院貴族の一部は東方に移住していった。五世紀の後半になると、ローマに残っていた元老院議員たちは、かつてほど広大な土地を持っておらず、このため、ローマ教会の所有地は、相対的に見て巨大なものになっていたに違いない。

こうした経済的にも困難な状況を反映して、五世紀半ばになると、教会の富を厳しく管理する必要が感じられるようになった⁽³⁹⁾。教皇レオー一世は、いかな

る司教も教会の財産を寄贈、交換、売却してはならないことを命じているが、共同体全体の利益になるとときには、全聖職者に相談し、総意が得られたときにはこれをおこなってよいともしている⁽⁴⁰⁾。ここでは、「財産res」とあるだけで、動産なのか不動産なのかは限定されていないが、レオがこの書簡を送る原因となったのが、司教が教会の全ての不動産(omnia praedia)を売ってしまったというタオルミナ教会聖職者の訴えであったことから見て、土地財産が眼中にあったことだけは間違いない。また、462年ヒラルスはガリア諸州の司教たちに対し、教会に属する土地財産の譲渡をおこなう際には、事前に教会会議(concilium)に報告して、全員で協議しなければならないと書き送っている⁽⁴¹⁾。これらの書簡はいずれも地方に送られたものであるが、ローマで異なった規則が通用していたと考える理由はないだろう。

教会の所有する農地が増加し、そしてまた社会の中で重要な要素となっていたことは、五世紀の終盤になって教会の土地を巡る貴族や聖職者の争いが激しくなることに現れている。483年にローマ教会と元老院議員たちによって承認された、いわゆる「バシリウスの書き物」と502年11月のローマ教会会議決議は、元老院貴族がローマ教会の財産を様々な意味で警戒しなければならなくなったことを反映している⁽⁴²⁾。これらの決定を通じ、ローマ教会では教会所有地の譲渡がほぼ完全に禁止され、レオやヒラルスが認めていた、聖職者や司教たちとの合意の上での譲渡に関してすら言及はなくなる。ただ、これらの規制が本当に効果を発揮したかどうかは不明瞭である。五世紀の後半には東方でも教会財産の不法な譲渡が問題になったらしく、470年に初めて、コンスタンティノポリス教会の財産譲渡を原則的に禁じる勅法が発布されている⁽⁴³⁾。

教会財産の管理という面で大きな役割を果たしたと考えられるのが、この時代の教皇ゲラシウス(492-496)である⁽⁴⁴⁾。彼は教会の土地財産を登録した台帳(polyptichon)を編纂させ、これは六世紀の終わりにも使われ続けている⁽⁴⁵⁾。彼はその他にも、疲弊した教会財産に管理人を指名したり、司教によって略奪されたと訴えのあった教会に関する調査を近隣司教に依頼したりしている⁽⁴⁶⁾。教会を維持するための財政基盤の問題が真剣に扱われるようになったのも、五世紀の後半、ゲラシウスの頃からだったらしい。教会・礼拝堂などを奉献する条件として、維持費を捻出できるだけの土地資産の寄贈が求められるようになるのである⁽⁴⁷⁾。

六世紀中盤から七世紀初め

ゴート戦争

535年に始まり、その後約二十年間続いたゴート戦争は、イタリアの農地を深刻に荒廃させた。ゴート戦争直後の教皇ペラギウス一世の書簡は、窮状を嘆く言葉で満ちている。アレラテ司教スパウドに対し、イタリアの土地が余りに荒廃して復興することができないので、ガリアにあるローマ教会所有地から集めた金で、貧者に与えるための衣服を調達してローマに送ることを依頼している⁽⁴⁸⁾。また、同じ人物に宛てた別の書簡で、ローマでは、かつて立派な地位にいて豊かなだった人でさえ、今は貧困に喘いでおり、見るのもつらいと嘆いている⁽⁴⁹⁾。もちろん、こうした表現にはレトリカルな誇張が含まれている可能性を勘案しなければならないが、だからといって現状が全く異なっていたとも考える必要はない。

ゴート戦争が終結すると、ビザンツ政府は、オストロゴート治下でアリウス派教会に与えられていた土地財産を没収して、カトリック教会に与えた可能性がある⁽⁵⁰⁾。しかし、これがローマ教会の財産を増加させたと考えるのは難しい。ゴート人の居住地は北イタリアとアドリア海側の中部イタリアに集中していたと見られるので、アリウス派教会の所有地もこれらの地域に多かったものと推察される。従って、その地方のカトリック教会やラヴェンナ教会に寄贈された土地も多かったろう⁽⁵¹⁾。ローマにおけるアリウス派の教会は、当然ローマ司教の手に渡ったが、その数と規模は小さかった⁽⁵²⁾。『教皇の書』を見る限り、皇帝ユスティニアヌスはローマ教会に様々なものを寄進しているが、土地の寄進は記録されていない⁽⁵³⁾。

他方、568年に始まるランゴバルドの南下はカトリック教会の財政にも大きな影響を及ぼした。イタリア南下当時の彼らはローマ教会に対して敵対的な態度を取っており、ピケヌム、サムニウム、サビーナ、アブリアのランゴバルド人が占領した地域では、ローマ教会が所有していた土地は失われたと考えられている⁽⁵⁴⁾。

グレゴリウス時代（590～604年）

グレゴリウスの著作は豊富に残っており、特に854通残る書簡の中には教会

の財産管理に言及したものが数多い。彼は教会財産の管理に大きな努力を払い、ローマ教会財産管理の改革者として知られる⁽⁵⁵⁾。それまでローマ教会所有地の管理は、その土地がある教区の司教に依頼することがしばしばであったが⁽⁵⁶⁾、グレゴリウスはできる限りローマから聖職者（助祭、助祭補）や平信徒の代理人（デフェンソルや書記）⁽⁵⁷⁾を管理人(rector)として派遣するという方法を積極的に取り入れている⁽⁵⁸⁾。

このためだろうか、グレゴリウスの時代のローマ教会が広大な土地を所有し、彼の時代にはローマ教会がイタリアにおける最大の土地所有者となった（もしくははなっていた）と考えられている⁽⁵⁹⁾。確かに、彼の時代までには要塞(castrum)そのものが教会所有になっているような場合もある⁽⁶⁰⁾。ただ、実際のところは、グレゴリウス時代のローマ教会が所有していた土地の広さや、生産性が分かっているわけではない。また、寄進に関する資料も不十分である。そこでここでは、当時のローマ教会による経済活動の規模を、数量化は不可能ながら、その傾向だけでも探ることを試みたい。

まず、この時代にローマ教会の土地を増加させたものとして何が考えられるだろうか。まず、一般信徒からの小規模な寄進がある。一件一件は小さくとも、件数が多いので、かなりの量に達した可能性はあろう。逆に、元老員貴族からの大口寄進などは知られていない⁽⁶¹⁾。自身元老員階級に属していたグレゴリウスは、自宅を修道院にしたことが知られているが、教会建築自体はほとんど行っていない⁽⁶²⁾。これが逼迫した財政状況を反映してのものなのか、グレゴリウスが建築よりも慈善事業に力を入れたためなのか俄には言い難いものの、少なくともこの側面からは、ローマ教会の経済的繁栄は窺えない。聖職者が教会に寄進を行った例も知られてはいるが、ピエトリが指摘するように、彼らの全てが富裕であったわけではないので、このグループからの相続によって大きな富が教会に流れ込んだと決めてかかるべきではないだろう。グレゴリウス時代のローマ教会の聖職者で富裕な階層に属する者でも、大貴族と言えるほどではないし⁽⁶³⁾、俗人のデフェンソルや書記の大部分も、聖職者と同様、中間層出身で、中には貧しいと言っている者も見られる⁽⁶⁴⁾。

皇帝からローマ教会に土地が寄進された例は知られていない。ただ、政府が教会に土地の管理を任せるため、積極的に寄贈をおこなったかもしれないというトーマス・ブラウンが提示した仮説は興味深い⁽⁶⁵⁾。国家が土地を所有して

も、農業経営がうまく行き、効率的に地代を徴収できるとは限らず、むしろ、有能な土地所有者に土地を与えて、そこから税を取った方が得策であった場合もあろう⁽⁶⁶⁾。ただ、ローマ教会に関しては史料がないので、確証は不可能である。

一方で、教会財産を減少させたであろう要因がいくつか知られている。実際、グレゴリウスが教会財産の管理に多くのエネルギーを割かなければならなかった理由は、教会財産の量が多くなっていたということだけではなく、財産の保全が大きな問題となっていたからでもある。最も重大な損失は、既に述べたランゴバルドの侵入によるもので、彼らの支配域は次第に広がっていた⁽⁶⁷⁾。また、聖職者による教会財産の横領も稀ではなかったようである⁽⁶⁸⁾。世俗の有力者や、他の教会・修道院の所有に帰してしまうということもあったであろう。教会財産の売却・移転禁止令はしばしば繰り返されたが、成功はしなかったのである。

以上で見てきたように、ローマ教会の財産全体を数量的に評価することは困難であるが、ローマ教会の経済活動に目をやることで、その規模を推測する一助とすることは可能であろう。幸いなことにグレゴリウスの書簡には、様々な教会の支出が現れるので、これらを検討してみよう。

グレゴリウスが扱う金額は、それぞれが比較的小さく、ほとんどが数十ソリドゥスの枠の中に納まっている。おばへの贈り物が、40ソリドゥスと小麦400モディウス(*Reg.* I. 37)、サルディニアの受洗者の衣装代として50ソリドゥス(*Reg.* VIII. 1)、カタールニアのある修道院への寄付毎年10ソリドゥス(*Reg.* XIII. 21)、シラクーザに引退しているローマ教会の元デフェンソルに年金6ソリドゥス(*Reg.* IX. 110)といった具合で、寄付として最も大きなものは、シラクーザの修道院長に送った100ソリドゥス(*Reg.* II. 30, 50)やシチリアの貧民に配った300ソリドゥスで、これは突出している(*Reg.* II. 30)。ローマ教会の出費のとして記録される最も大きなものは、ローマに住む3千人の修道女に対して毎年費やされる80リブラ(金^{きん}1リブラは72ソリドゥス)である(*Reg.* VII. 23)。このことから考えると、聖職者への給料全体は数百リブラの規模に達していた可能性が高い。次に大きいのが、591年、ローマに飢饉が迫った時に、シチリアから穀物を買付けにに使った金^{きん}50リブラである(*Reg.* I. 70)⁽⁶⁹⁾。書簡

集に記録されている中で、リブラ単位での支出はこの二件だけである。

他方、グレゴリウスの書簡中、大きな金額のほとんどは国家や皇帝と関係する。最も大きな数字は、兵士への給料の支払いのため国家がラヴェンナ教会の金庫に預けていた金^{きん}6 ケンテナリウム (= 600 リブラ) で、これは群を抜いている(*Reg. X. 240*)。グレゴリウスは、この金額が全てラヴェンナ周辺で費やされてしまい、ローマの兵士に回ってこないことを痛く心配しているので、大きな金額であるとはいえ、イタリアに展開している軍隊の規模からすれば小さなものだったようである。次に大きいのは、皇帝がグレゴリウスに寄付した金^{きん}30 リブラ(*Reg. VI. 30*)、同じく、皇帝の姉(妹)からの金^{きん}30 リブラ(*Reg. VII. 23*)、コンスタンティノポリスのある貴族女性からの寄付、金^{きん}10 リブラ(*Reg. VIII. 22*)で、これらは、修道女、貧者、人質買戻しのために用いられている。グレゴリウスが、こうした大きな寄付をイタリアの誰かから受け取っている例はなく、東方と西方との経済格差、そしてもしかすると有力俗人の教会に対する姿勢の違いが垣間見える⁽⁷⁰⁾。その他に現れる大きな数字としては、イタリアのある人物が元コンスルの位を買う代金 30 リブラ(*Reg. II. 49*)、皇帝からの許可なしに司教を裁いた裁判官が教会に支払う罰金 20 リブラといったものがあるが(*Reg. XIII. 49*)、共に世俗の有力者に関係している。当然、こうした数字は統計用のものではないので、直接的な比較はできないが、少なくとも、教会の財力を現実的にイメージする上では有用なデータである。

まとめ

我々は、古代から中世への移行を考えると、世俗権力による支配から、教会による支配(世俗権力のキリスト教化という意味も含めて)へとというイメージを頭に描きがちである⁽⁷¹⁾。しかし、実際にはこの時期、教会ですらも経済的な困難を経験している。後に領邦国家を形成することになるローマ教会も、最初からそのような形態で土地所有を行っていたわけではない⁽⁷²⁾。

ローマ教会の土地財産の核は恐らくコンスタンティヌスとその息子たちの時代に形成された。しかし、恐らく五世紀の半ばごろまでは、富裕な元老院議員たちの所領に追いつく程度のものであった。ところが、五世紀になって、ローマ帝国の領土が蚕食されるようになると、ローマの元老院階級の富は急速に衰え始め、ローマ教会は相対的に、イタリア有数、もしかするとイタリアーの土

地所有者の地位（皇帝は除いてであるが）を獲得したものと推測される。その後も、遺産相続や寄贈によって教会所有地は増加したが、その一方で、聖職者による教会財産の私有化、有力者による蚕食、戦争による領域喪失など、所有地を減少させる要因も数多くあった。

グレゴリウス一世時代に至っても、ローマ教会が所有する土地は、分散したいくつもの地所であって、一続きの領域を形成しているわけではない。にもかかわらず、六世紀末のローマ司教はローマ市とその周辺領域で宗教的、社会的、時には政治的な指導者の役割を果たすこととなる⁽⁷³⁾。ビザンツ政府のイタリアに対する関心はアドリア海側のペンタポリヤ、穀倉としての南イタリア・シチリアに集中しており、ローマに対する配慮を欠きがちであった。グレゴリウスの時代、ローマにおける世俗権力の代表者はイタリアに何人が駐在する軍司令官の一人であるに過ぎない。グレゴリウスが、エクサルコスであったロマノスの意図を無視して、トゥスキアのランゴバルドと和平条約を結んだことは、教皇が置かれた状況をよく示している⁽⁷⁴⁾。しかし、その時代になってもローマ教会の財務規模は、ローマ帝国のそれと比べれば小さなものであり、ただ、複数のランゴバルド諸侯によって分断されたイタリアにあってのみ、その富が際立つのである。

注

- (1) J. Gaudemet, *L'Église dans l'Empire romain (IV^e-V^e siècles)*. Paris 1958, pp. 165-72; A.H.M. Jones, *The Later Roman Empire*. Oxford 1964 (以下、*LRE*として引用), p. 894 を参照。
- (2) H. Grisar, "Ein Rundgang durch die Patrimonien des heiligen Stuhles um das Jahr 600", "Verwaltung und Haushalt der päpstlichen Patrimonien um das Jahr 600", *Zeitschrift für katholische Theologie* 1 (1877) pp. 321-60, 526-63; P. Fabre, *De patrimoniis Romanae ecclesiae*, Insulae 1892; T. Mommsen, "Die Bewirtschaftung der Kirchengüter unter Papst Gregor I", *Zeitschrift f. Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* 1893: 167-79 (= *Gesam. Schr.* III, Berlin 1907, 177-191) といった研究がそれにあたる。E. Caspar, *Das Geschichte des Papsttums II*, Tübingen 1933 もその少なからぬ頁を、グレゴリウス時代の教会財産の問題にあてている。なお、ローマ教会の財産に関する研究史に関してはF. Marazzi, *I «patrimonia sanctae Romanae ecclesiae» nel Lazio (secoli IV-X)*. Roma 1998 (以下、*Patrimonia*), pp. 1-15 を参照。
- (3) A.H.M. Jones, "Church Finance in the Fifth and Sixth Centuries", *JThS*, n.s. 11

- (1960) 84-94(しかし、本稿ではId., *The Roman Economy*, Oxford 1974, pp. 339-49 における再版を用いたので、頁数はこちらに拠り、以下“Church Finance”として引用)。同じ問題が、1964年のJones, *LRE*, pp. 894-910, 1371-81でも扱われている。
- (4) Ch. Pietri, *Roma Christiana*, Roma 1976, 77-96, 558-73; Id., “Évergétisme et richesses ecclésiastiques dans l’Italie du IV^e à la fin du V^e s.: L’exemple romain”, in *Ktema* 3 (1978), pp. 317-337 (以下、“Évergétisme et richesses”); Id., “Aristocratie et société cléricale dans l’Italie chrétienne au temps d’Odoacre et de Théodoric”, in *MEFR* 93 (1981) pp. 417-65.
- (5) 大月康弘 「初期ビザンツ帝国における教会の税制特権について テオドシウス法典の分析を中心として」 『史学雑誌』 98-10 (1989) 1607-1645 頁(以下、「教会の税制特権」)。
- (6) Oblationes, καρποφορίαίについては、Jones, *LRE*, p. 894, Id., “Church Finance”, p. 339.
- (7) 聖具の換金は、人質の買い戻しなど特定の用途に限っては認められたが(本稿註 33 参照)、原則として禁止だった。教会建築は一度建造すると、その後維持費がかかり続け、その所有が経済的な負担となる可能性があった。ただ、そこに信徒の寄進、寄付が集まるのだから、収益資産でもあったので、財産価値を安易に判定することはできない。Jones, *LRE*, p. 901 参照。
- (8) Jones, “Church Finance”, pp. 339-40.
- (9) Cf. Pietri, *Roma Christiana*, pp. 77-78. ガッリエヌス、マクシミヌス・ダイア、ガレリウスも、迫害の終りと共に不動産を教会に返還している: cf. G. Barone Adesi, “Il ruolo sociale dei patrimoni ecclesiastici nel Codice Teodosiano”, in *Bollettino dell’Istituto di Diritto Romano* 83 (1980) pp. 221-45 (pp. 221-22); Marazzi, *Patrimonia*, p. 20, n. 5. リキニウスのいわゆる「ミラノ勅令」でも、キリスト教徒の団体(*corpus Christianorum*)に、祈りの場だけではなく、その他の財産も返還されることが述べられているが(Lactantius, *De mortibus persecutorum*, XXXXVIII, 1-13)、収益不動産がどの程度念頭にあったかは定かでない。
- (10) Eusebius, *Hist. Eccl.* VI. 43. 11. 彼らは、教会から給与を受け取っていたようである (ibid.). Cf. Jones, *LRE*, pp. 904, 907.
- (11) コンスタンティヌスによる返還についてはPietri, *Roma Christiana*, p. 78, n. 4を参照。
- (12) コンスタンティヌスの寄進については、『教皇の書』のSilvesterの項の他に、Eusebius, *Hist. Eccl.* X.2.2, Id., *Vita Constantini*, I.42も参照。
- (13) 『教皇の書』については、時に、ローマ司教の公的伝記という形容がなされるが、これは全く当たらない。次注参照。
- (14) 全般的には、L. Duchesne, “Introduction”, in *Le Liber Pontificalis, texte, introduction et commentaire par Louis Duchesne*, vol. I, Paris 1886: i-cclxii (以下、テ

- クストも、このDuchesneの版であるが、1955年版の1981年再版を用いた。とR. Davis, "Introduction", in *The Book of Pontiffs*, Liverpool 1989 を見よ。
- (15) 著者に関しては、Duchesne, "Introduction", p. clxii; Davis, "Introduction", p. iv を見よ。
- (16) 以上については、Duchesne, "Introduction", pp. cxlv-cliv; Pietri, *Roma Christiana*, p. 79; Pietri, "Évergétisme et richesses", pp. 318-321; Davis, "Introduction", pp. xvii-xxvi.
- (17) Pietri, *Roma Christiana*, pp. 83-84.
- (18) Pietri, *Roma Christiana*, pp. 77-90; Id., "Évergétisme et richesses", pp. 326-327. R. Krautheimer, *Rome: Profile of a City, 312-1308*, Princeton 1981, p. 20, G. Arnaldi, "Le origini del Patrimonio di S. Pietro", in *Storia d'Italia VII/ 2*, a cura di G. Galasso, Torino 1987, pp. 3-151 (p. 11)らもPietriの結論を受け入れる。元老院議員の年収に関しては、オリュンピオドロス(*Frag.* 41. 2, ed. Blockley = 1. 44, ed. Müller-Dindorf)に基づく。1ケンテナリウムは100リブラに等しい。なお、『教皇の書』に記載された土地の評価額に関しては、Marazzi, *Patrimonia*, pp. 36-41 を参照。
- (19) このことは既に、Duchesne, "Introduction", pp. cli-cliiが論証している。
- (20) この説は、Duchesne, "Introduction", p. cxlv.
- (21) F. Marazzi, "I patrimoni della chiesa romana e l'amministrazione papale fra tarda antichità e alto medioevo", in *Roma Medievale. Aggiornamenti*. A cura di Paolo Delogu, Firenze 1999 (以下、"I patrimoni"), pp. 40-41 も、ローマ教会の財産は司教が一括管理したと考えている。
- (22) 教会に遺産相続の権利を与えたのは、*CTh.* XVI. ii. 4 = *CI.* I. ii. 1(321年)。Cf. Pietri, *Roma Christiana*, pp. 89-90, n. 9.
- (23) 大月「教会の税制特権」pp. 1614-15 は、380年にカトリック信仰が帝国唯一の正統信仰となつてからの諸立法は、カトリックのキリスト教会を、信者からの寄進、遺贈を集中して受領しうる制度上唯一の宗教機関としたので、教会所領の飛躍的な増大を誘発したと主張する。しかし、そう主張するためには、380年の段階で、教会に財産を残すことが、制度的に可能であったというだけでなく、多くのおこなう慣習として確立したと証明することが必要であろう。大月康弘「ビザンツ帝国における教会寄進と国家権力 五・六世紀の法制化を巡って」『史学雑誌』101-2(1992)159-200頁(165頁)も参照。
- (24) Pietri, *Roma Christiana*, p. 558.
- (25) Ammianus Marcellinus, *Res gestae*, XXVII. iii. 14.
- (26) *Coll. Avell.* I. 9 (Guenther ed., *CSEL* 35, p. 4, ll. 4-5): quem in tantum matronae diligebant, ut matronarum auriscalpius diceretur.
- (27) Auriscalpiusの二重の意味についてはJ. Fontaine, "Un sobriquet perfide de pape Damase: matronarum auriscalpius", *Res Sacrae: Hommage à Henri Le Bonniec*, D. Porte et al. (ed.), Bruxelles 1988, pp. 177-92 を見よ。
- (28) プラエテクスタトゥスがダマススに言ったと伝えられる言葉、「私をローマ司教にして

- くれ。そうすれば、私はすぐにキリスト教徒になろう」(Hieronymus, *Contra Ioh. Hierosol.* 8)もまた、ローマ司教の富裕さというコンテキストの中で理解されるべきかもしれない; cf. Jones, *LRE*, p. 904.
- (29) Pietri, “Évergétisme et richesses”, pp. 321, 328-. 四世紀の半ばから五世紀半ば頃までの私人による寄進に関する記録はPietri, *Roma Christiana*, pp. 558-562 に集められているが、多くは換金性のない聖具などからなる。
- (30) Pietri, “Évergétisme et richesses”, pp. 329-330. 『教皇の書』は、インノケンティウス一世(401-417)時代のイッストリス級女性ウスティナの大規模な寄進を記録するが、寄贈された土地の多くは、年収 100 ソリドゥス以下の小規模なものが多いことをPietri (ibid.)自身が指摘している。
- (31) Pietri, *Roma Christiana*, pp. 567-69; Id., “Évergétisme et richesses”, p. 330.
- (32) Duchesne, “Introduction”, p. cliii.
- (33) 他方、寄進物の喪失に関しては言及がある; Duchesne, “Introduction”, pp. cxlviii-cxlix. 貴金属製品は、売られたり、盗まれたりするともあった: Pietri, “Évergétisme et richesses”, p. 330. また、人質買戻しのために、聖具を売ることはしばしば容認された: Gaudemet, *L'Église*, p. 310; J. Richards, *Consul of God. The Life and Times of Gregory the Great*, London 1980 (以下、*Consul of God*), pp. 99-100.
- (34) Pietri, “Évergétisme et richesses”, p. 330 は教皇カエレスティヌスが、小アジアの土地から上がる収入が届かないことに抗議している例を挙げている。六世紀、テオドロス・アナグノステス(*Hist. Eccl.* II. 55)が、ローマ教会は土地の寄進があると、すぐに売却して教会、司教、聖職者で三等分すると伝えているが、これは恐らく、ローマから地代を徴収することが難しい遠方の土地だけに当てはまるのだろう; Caspar, *Geschichte*, pp. 326-27.
- (35) Pietri, “Évergétisme et richesses”, p. 332.
- (36) ゲラシウス(Frag. 24, in *Epistolae Romanorum pontificum genuinae*, ed. A. Thiel, Vol.1, Braunsberg 1867, p. 498)は、ヴォルテッラ教会の財産管理担当者に宛てて、教会の歳入から使い切れない部分が出たときには、土地の購入にあててもよいと指示している。
- (37) Pietri, “Évergétisme et richesses”, p. 333.
- (38) 例えば、オドアケルとテオデリックの戦争による、ローマ周辺諸州の荒廃を嘆くゲラシウスの言葉を見よ: Gelas., *Ep.* 6. 1 (Thiel, p. 325); cf. Id., *Frag.* 35 (Thiel, pp. 501-2).
- (39) Cf. Pietri, “Évergétisme et richesses”, 333.
- (40) Leo, *Ep.* 17, in *PL* 54, col. 705: sine exceptione decernimus ut ne quis episcopus Ecclesiae suae rebus audeat quidquam vel donare, vel commutare, vel vendere. この書簡はシチリアの全司教に宛てられているが、ローマにおいても例外ではなかったであろう。Cf. Pietri, “Évergétisme et richesses”, p. 333 et n. 69.
- (41) *Ep.* 8.7. Thiel, p. 146: ...nisi prius apud concilium alienationis ipsius causa doceatur,

ut quid fieri debeat communi omnium deliberatione tractetur.

- (42) この問題については、拙稿「東ゴート支配下のイタリアにおけるローマ教会と元老院貴族の関係の一側面 教皇シュンマクス（四九八年から五一四年）とラウレンティウスのシスマをめぐる」『西洋史学』200（2001）26-45頁で既に扱ったので、これを参照。
- (43) この勅法はレオ帝の *CI. I. ii. 14.* A.S. Scarcella, *La legislazione di Leone I*, Milano, 1997, pp. 263-76 に註釈。教会財産の譲渡禁止・制限はその後、他の教会にも適用される：Jones, *LRE*, pp. 896-97.
- (44) Gaudemet, *L'Église*, pp. 308-9; Richards, *Consul of God*, p. 132; Marazzi, *Patrimonia*, pp. 56-79.
- (45) このゲラシウスの役割については、J. Richards, *The Popes and the Papacy in the Early Middle Ages 476-752*. London 1979（以下、*Popes*）, pp. 314-15、および、Marazzi, “I patrimoni”, p. 38 を見よ。グレゴリウスによる使用は、Johannes Diaconus, *Vita Gregorii*, II, 24 から知られる。
- (46) 前者は、Gelas., *Frag.* 23-24 (Thiel, pp. 496-98)、後者はGelas., *Frag.* 22 (Thiel, p. 496)やId., *Ep.* 20, in *Epistolae Pontificum Romanorum Ineditae*, ed. S. Loewenfeld, Graz 1885.
- (47) Gelas., *Ep.* 34; cf. *Frag.* 21 (ed. Thiel), Id. *Ep.* 2, 15 (ed. Loewenfeld); Pelag. I, *Ep.* 86, in *Pelagii I Papae epistulae quae supersunt (556-561)*, ed. P.M. Gassó, C.M. Batlle, Abadia de Montserrat, 1956. さらに Iust., *Novella* 67. 2. この問題については、Jones, “Church Finance”, pp. 341-42; Id. *LRE*, pp. 899-900; 大月「教会寄進」を参照。
- (48) Pelag. I, *Ep.* 4: quia Italiae praedia ita desolata sunt, ut ad recuperationem earum nemo sufficiat. また、*Ep.* 85 でもイタリアの荒廃を憂いている。
- (49) Pelag. I, *Ep.* 9: tanta egestas et nuditas in civitate ista est, ut sine dolore et angustia cordis nostri homines quos honesto loco natos idoneos noveramus, non possumus aspicere.
- (50) Richards, *Popes*, p. 307; Id., *Consul of God*, p. 126.
- (51) ゴート人の分布に関しては、Volker Bierbrauer, “Archeologia degli Ostrogoti in Italia”, in *I Goti. Catalogo della mostra a Milano 1994*, a cura di E.A. Arslan et al. Milano 1994, pp. 170-213 を見よ。C. Wickham, *Early Medieval Italy*, London 1981, pp. 77-78 は、ビザンツ皇帝がイタリア再征服以降、ラヴェンナの教会に大規模な土地の寄進をおこなったとする。
- (52) 知られているのは二つだけである；Jacques Zeiller, “Études sur l'arianisme en Italie. A l'époque ostrogothique et à l'époque lombarde”, in *MAH* 25 (1905) pp. 127-46.
- (53) ユスティヌアノスによるローマ教会への寄進については、『教皇の書』、ヨハネス二世の項。
- (54) Louis Duchesne, “Les Évêchés d'Italie et l'invasion lombarde, I-II”, *Mél. Arch. et Hist.* 23 (1903) pp. 83-116, et 25 (1905) pp. 365-99 は、グレゴリウスが文通しているイ

タリアの司教のほとんどがビザンツ支配領域の司教であることを検証し、その理由の一つが、ランゴバルド支配域の教会所有地がほとんど失われたために、教会財産の管理に関する書簡を交わす必要がなかったからであると考えている。また、八世紀の著述家パウルス・ディアコヌスが、当時まだ異教徒だったランゴバルド人が教会の財産を占拠したと証言している: *Hist. Lang.* IV. 6: Nam pene omnes ecclesiarum substantias Langobardi, cum adhuc gentilitatis errore tenerentur, invaserunt.

- (55) Ch. Pietri, “Clercs et serviteurs laïcs de l’Église romaine au temps de Grégoire le Grand”, in J. Fontaine et al. ed., *Grégoire le Grand*, Paris 1986, pp. 107-122(特にp. 112) (以下、“Clercs et serviteurs”). グレゴリウスが行った教会財産運営システムの強化については、Ch. Pietri, “La Rome de Grégoire”, in *Gregorio Magno e il suo tempo*, Roma, 1991, pp. 9-32 (p. 26)を参照。
- (56) Richards, *Popes*, p. 315; Marazzi, *Patrimonia*, pp. 85-98.
- (57) defensor ecclesiaeとは、教会の法律問題や資産管理のため任命された平信徒。これらの役職についてはPietri, “Clercs et serviteurs”, pp. 110-13を参照。
- (58) Richards, *Popes*, pp. 314-20; Id., *Consul of God*, pp. 132-35.
- (59) X.T. Noble, *The Republic of St. Peter*, Philadelphia 1984, p. 10 は、グレゴリウス時代のローマ教会がイタリア最大の土地所有者であり、もしかするとビザンツ帝国最大の土地所有者であったかもしれないと書いている。
- (60) castrum Callipolitanumがその例: Greg. I, *Reg.* IX. 206-207. グレゴリウスの書簡集に関して、本稿では *Registrum epistularum* (CCSL 140-140A), ed. Dag Norberg, Turnhout 1982 のナンバリングに従う (MGHのL. Hartmann版とは異なるので注意)。また、ノルベルグのテキストのVincenzo Recchiaによるイタリア語訳 *Lettere*, 4 voll., Milano 1996-1999 も参照した。
- (61) Pietri, “Clercs et serviteurs”, pp. 116-17. T.S. Brown, *Gentlemen and Officers. Imperial Administration and Aristocratic Power in Byzantine Italy A.D. 554-800*, Rome 1984 (以下、*Gentlemen*), pp. 182-83 もまた、貴族から教会への寄進の規模が比較的小さいことを指摘する。
- (62) 建築史家Krautheimer, *Rome*, p. 87 は、グレゴリウスが教会建築を全く行っていないこと記している。Johannes Diaconus, *Vita Gregorii*, IV. 68 もまた同様。これに対し、Pietri, “La Rome de Grégoire”, pp. 18-21 はグレゴリウスによる建築活動を過小評価すべきではないと主張している。
- (63) Pietri, “Clercs et serviteurs”, p. 115. Pietriは、エルサレムにクセノドキウムを創立した司祭アンドレアス(*Reg.* XIII, 26)は例外的であり、同じく司祭のフェリキアヌスはローマに家を一軒、礼拝堂、店、穀物庫(IX, 138)、司祭ガウディオスは解放奴隷二人を寄進しているだけである(Ep. VI. 12)と述べて、豊かではあるが、大貴族的に富裕とは言えないローマの高位聖職者像を提示する。
- (64) Pietri, “Clercs et serviteurs”, p. 116. Pietriが挙げている例をいくつか引用すると、そ

の妻が修道院を創立し、シチリアに大所有地を持っていたウィンコムルスが上層に属するとすれば(*Reg. IX. 171*)、グレゴリウスから年金を受けているデフェンソルのガウディオスは貧しい階層に属し(*Reg. IX. 110*)、書記のトマスは解放奴隷(*Reg. VI. 12*)、デフェンソルのウィトゥスはコロヌスであった(*Reg. IX. 98, 119*)。

- (65) Brown, *Gentlemen*, p. 176.
- (66) ローマ教会が土地税を納めていたことに関しては、V. Recchia, *Gregorio Magno e la società agricola*. Roma 1978, pp. 87-89、Richards, *Consul of God*, p. 138 などを見よ。
- (67) Richards, *Consul of God*, p. 127.
- (68) Greg. I, *Reg. IV. 11* は、司教が死んだり廃位されたりした時には、教会の財産目録を作ることを求めている。*Reg. V. 23*; VI. 1 も参照。
- (69) ローマ教会が、ローマ市の食糧供給に果たしていた役割については議論がある。J. Durliat, *De la ville antique à la ville byzantine*, Rome 1990, pp. 123-60 は教会が、国家や都市の資力も使って、ローマ市民に食糧供給を供給する責を負ったとするが、彼が提示する史料は、国家の穀物が教会に渡され、それが教会から市民に配布されるという流れを証明できない。
- (70) 当時の諸都市の教会財政にまつわる様々なデータは、一般に西方の大教会よりも、東方の大教会のほうがずっと財政的には豊かだったのではないかと思わせる。Jones, *LRE*, pp. 905-6; C. Mango, *Byzantium*, N.Y., pp. 37-39 を参照。
- (71) 古代から中世への移行に関する最近の論考として、佐藤彰一 「古代から中世へ ヨーロッパの誕生」 『岩波講座世界歴史7 - ヨーロッパの誕生四 十世紀』岩波書店 1998年、3-80 頁を参照。
- (72) 教皇国家の成立と、その財政基盤については、山辺規子「中世の教皇領」『国家 理念と制度』1989年 343-77 頁を見よ。(山辺氏には、さまざまな御教示を頂いたことを感謝と共に記しておく)。
- (73) Krautheimer, *Rome*, pp. 69, 71; Wickham, *Early Medieval Italy*, p. 77; Arnaldi, "Le origini", p. 5.
- (74) Greg. I, *Reg. V. 36*. アリウルフとの講和は、恐らく 592/3 年のこと。